

新型コロナウイルス感染症に係る支給決定の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、サービスの支給量や内容を変更する必要がある利用者や児童につきましては、その都度「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」や「障害児通所給付費支給等申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を提出していただき、市でその必要性を検討した上で、支給決定をしてきたところです。今後も原則として手順は変わりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、放課後等デイサービスにつきましては申請を省略することも可能とします¹。

学校等の臨時休業または新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、支給量を超えて利用する必要が生じた場合には、必ず事前にサービス支援係にご連絡ください。その際、申請書や計画、モニタリングの提出は不要です。ご連絡をいただいた後、こちらから該当月について支給量増量の記載を追記した受給者証を作成し、利用児童のご自宅に送付致します。この対応は緊急の対応となりますので、ご連絡をいただいた月のみ適応となります。翌月以降も新型コロナウイルスの影響により支給量を変更する必要が生じた場合には、都度ご連絡ください。また、新型コロナウイルスに関わらず継続して支給量を増やす場合には、従来通り申請書と計画、モニタリングを提出していただく必要がありますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

以上

障がい福祉課

サービス支援係

電話 055-237-5654

¹ 厚生労働省「放課後等デイサービスQ & A（2020年4月28日版）」

Q 3. 支給決定の支給量を超えて、放課後等デイサービスを利用することは可能ですか。

A 3. 可能です。またその際、市町村の裁量において、支給量の増減に当たって保護者等からの申請を省略し、職権で行う取扱いとしていただいて差支えありません。緊急対応を要する時期が経過した後は、可能な限り速やかに障害児支援利用計画の見直しを行ってください。なお、児童福祉法第21条の5の8第2項に、市町村の職権により行う通所給付決定の変更についての規定があるので参考としてください。

*児童福祉法第21条の5の8第2項 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。